



(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、甲の書面による同意を得ずに、本確認書の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させてはならない。

(不許諾)

第11条 乙は、本確認書に基づく甲から乙への機密情報の開示により、機密情報に含まれる甲又は第三者のいかなる知的財産権その他一切の権利も乙に移転又は許諾されるものではないことに同意する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生又は予見される場合には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の責に帰すべき事由により、機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事故が発生し、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その賠償責任を負うものとする。

2 甲は、乙が機密情報の使用等により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第14条 本確認書の有効期間は、本確認書締結の日から1年間とする。

2 前項に定める期間満了の1か月前までに甲又は乙が別段の意思表示をしないときは、この確認書はさらに1年間継続するものとし、以後はこの例による。

(存続条項)

第15条 本確認書の失効に拘らず、第3条、第5条及び第10条乃至13条は、なお有効に存続するものとする。

(協議事項)

第16条 本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(準拠法等)

第17条 本確認書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2 本契約の当事者は、日本の高松地方裁判所の専属裁判管轄に服する。

本確認書成立の証として、本確認書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

締結日に弊社にて記入いたしますので、  
日付は空白で提出してください

(甲) 高松市丸の内2番5号  
四国電力送配電株式会社  
系統運用部  
制御システムグループリーダー

弊社の締結者名はこちらで記入いたします

(乙)

住所・法人名・締結者の役職・締結者名を記載し、  
締結者名の横に押印をお願いします